

管理理容師・管理美容師指定講習事業指摘事項及び対応案

管理理容師・管理美容師指定講習事業 指摘事項及び対応案

	現 状	事業仕分けでの指摘事項	WGでの指摘事項	対応案（法改正事項を含む。）
管理理容師・ 管理美容師に 期待される役割	○ 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、開設者はこの旨を保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。 ア 結核 イ 感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等） ○ 管理理容師又は管理美容師は、理容又は美容が衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。 ○ 管理理容師又は管理美容師は、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうかを確認すること。 ○ 管理理容師又は管理美容師は、毎日、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。 ○ 管理理容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。		・ 衛生面を管理していくことは大事 ・ 消毒など目に見えない部分の施設管理は、しっかりした人がいないと衛生の確保は難しい	（法改正を要する事項） 理容師・美容師の当事者が資格の存続を求める90万人の署名に参加した意味は大きく、ただ存続するのであれば資格水準を高めて時代にあった衛生管理をしっかり学ぶようにすべきではないか。 管理理容師・管理美容師は、従業者の健康管理や衛生教育の他、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理、衛生管理の役割を担っている。 このため、1人で営業する店舗であっても必要であることから、管理理容師・管理美容師は、店舗ごとに配置することとしてはどうか。 なお、こうした改正を既に営業している理容所又は美容所で、管理理容師・管理美容師を配置していない場合は、経過措置又は猶予期間を設けるように配慮する必要がある。 法の定める管理理容師・管理美容師の役割は衛生管理を行うものだが、その範囲を改正して、その労働、経営管理についても実施する考え方についてどう考えるか。
管理理容師・ 管理美容師指定講習事業の 在り方について	①管理理容師・管理美容師が担う理容所又は美容所において、衛生管理を徹底するためには、管理的な立場の指導者が必要 ②理容師・美容師は不特定多数の顧客に接することから、新たな感染症や次々に開発される香粧品での事故対応などについての知識が必要		・ 法定義務としての指定講習会の是非 ・ 内容を充実すべきではないか ・ 更新制を実施するなど新たな知識・技能を身につけることができるようにすべきではないか	（制度の改善） また、不特定多数の顧客に接することから、新たな感染症や次々に開発される香粧品での事故対応などについての知識が必要であるが、こうした課題に対応して定期的な講習会を法令で義務づけることが適当か。あるいは具体的課題が発生した際に、課題に即応した補充講習を実施することが適当か。

(管理理容師・管理美容師の法的役割に変化がないことを前提として)

講習科目	①公衆衛生 ②衛生管理 ＜実施主体別の内容＞ ○(財)理容師美容師試験研修センター ①公衆衛生 ・公衆衛生と衛生行政 ・感染症 ②衛生管理 ・衛生管理総論 ・店舗の構造設備 ・店舗の衛生管理 ・従業者の健康管理 ・消毒法とその用途 ・理美容用医薬部外品 ・事故等の対応 ・衛生管理計画と自己点検 ・衛生水準向上の支援策 ・各種届出・申請 ○京都府美容業生活衛生同業組合 (管理美容師のみ実施) ①公衆衛生 ・公衆衛生 ・感染症 ・環境整理 ・環境衛生 ・精神保健 ②衛生管理 ・美容所の構造設備と衛生管理 ・美容所の消毒管理 ・美容業務の衛生管理 ・美容所の清潔保持 ・従業者の衛生管理	・講習の内容・意義が不明確で当初の目的ともズれてきている ・寝ていればいいぐらいの内容 ・従事者の健康管理、食事のバランス、正しい歩き方は必要ない内容 ・寝ていればいいぐらいの内容と聞いている ・講習内容を精査	・衛生のことしかやっていないのがデメリットと感じる ・講習科目については、設立当初から見れば疾病の変化、衛生水準も向上しているため内容について見直しを図るべき ・時代背景に合わせながら変えていくことは必要 ・労働、雇用問題、経営管理、危機管理についても含めたらどうか ・実技関係を入れる必要はないか ・グループミーティングの時間が必要ではないか ・制度にあった内容（食事バランス、正しい歩き方の削除など）とし、感染症等の最新情報など、時代背景にあった内容に定期的に見直すべきではないか ・DVの傷跡の発見など、社会的責任も意識として植えつけることになっているのではないか ・事故防止、危機管理は重要な要素ではないか ・税務や労務は、以前行っていたことがあり、今も受講したいとの要望があるが、公衆衛生の向上とは関係ないのではないかとこの指摘を受けて止めた経緯がある	管理理容師・管理美容師は不特定多数の顧客に接することから、新たな感染症や次々に開発される化粧品での事故対応などについての知識と理容所又は美容所において、衛生管理を徹底する必要があることから、これらの内容を重点的に講習を受ける必要がある。 内容の見直し ・制度の趣旨に鑑み、食事バランス、正しい歩き方等の削除 ・感染症の最新情報など、時代背景にあった内容に定期的に見直すこととする ＜大臣告示を要する事項＞
-------------	--	---	--	--

講習時間	①公衆衛生 4 時間 ②衛生管理 1 4 時間		・従業者として勤務している人たちが時間を取りにくい中で時間が短くなったと承知 ・1人でやっている場合は店を閉めて受講するケースもあるが、営業に支障がないように講習日程を組んでいる状態 ・講習時間数は現在の18時間で良いか。 ・講習時間は規制改革により減っている	・受講者の勤務形態を考慮しつつ、受講時間を短縮してきた経緯から、現在の時間数は妥当ではないか。 ・なお、実施曜日、実施場所を多様化し、受講者に配慮した体制に努めることとする。
講師	○次に掲げるいずれかの条件に適合する知識及び経験を有する者 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者	・どのような方が講師をしているのか ・公衆衛生の一段上の発想の立場の方から教わっているのでは、管理するということの視点が抜けている	・講習内容の見直しに応じて、講師を見直すべきではないか。 ・講師相互間の意見交換が必要ではないか ・講師間の格差を解消する必要があるのではないか ・講師の質の向上が重要 ・講師が使用するテキストが必要ではないか	・講習内容に応じて、講師を選任するとともに、講師相互の意見交換等により、講師の資質の向上、講師間の格差の解消に努めることとする。 ・なおDVDの活用など、統一的な教材の活用も考慮してはどうか。
講習成果の確認	○(財)理容師美容師試験研修センター衛生管理調査を義務付け、問題点の整理と改善計画を作成させ、完成度により修了認定 ○京都府美容業生活衛生同業組合終了テストを実施		・受講すれば修了証書がもらえることは、早く改善すべき ・ハードルを厳しくするかどうか ・一時、試験制度にしたことがあり、そういうことも考えてやるべき ・講習終了後に試験を実施し、その合格者を修了者として資格を与える考え方はどうか。 ・既得権は考慮すべき	・現状では、受講者全員が取得できるが、知識の取得を適切に評価する観点から、講習終了後に試験を実施し、その合格者を認定し、修了証書を交付する方式に変更することによいか。

講習の受託実施機関、受講料	○受託実施機関 ①(財)理容師美容師試験研修センター ②京都府美容業生活衛生同業組合 (管理美容師のみ実施) ○受講料 両機関とも18,000円	・研修センターのみが実施する専門研修と判断できない。 ・養成機関に委託することも含めて競争的環境を整備すべき ・質の差がないようにテキストの編集、DVDを作成しているのであれば民間開放することを見た方がいい ・統一性、質の担保の面で問題があるという話でないと、ここでやっていることが客観的に評価できない	・受講者数と決算を見ながら現在の受講料が適正かどうかは今後考えていく ・業界の自主努力でやってもいいのではない	・現行制度は、厚生労働大臣が定める基準(科目、時間数)により、実施機関は都道府県知事が指定する仕組みであり、妥当ではないか。 ・当該講習は、全て受講者からの負担に基づき実施していることから、今後とも受講者数に応じた適切な受講料とすることが必要である。
その他		公衆衛生についての理解を深めていくことに関して、評価者は何ら疑問を持っていない。ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になったら受けなければならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。 公衆衛生に関して、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になる時にこれを受けなければならないと義務付けることについては、当WGとしては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。	・理容師・美容師の免許を受けてから何のチェック機能もない。国民に答えられる仕組みを確立すべき ・公衆衛生上の観点から必要であれば、2名なのか5名が妥当なのかの議論も必要 ・必要な知識を一定期間ごとに講習を受けていただく必要があるのではない ・1名であっても管理講習は受講する意味がある ・店舗数に応じて資格取得を与えてはどうか ・新規開業する場合に1名であっても資格を取ることとし、既に営業していて資格がない者には猶予期間を設ける	・受講者の講習後の意見等を把握し講習内容の充実が図られるようにしてはどうか。 ＜研修実施者＞ ・消費者へのPRを積極的に行う ・衛生関係を担当する管理理容師・管理美容師を明示することとしてはどうか。 ＜関係者＞

		● 講習の内容・意義が不明確であり、設立当初の目的ともズレてきている。 ● 資格の存在意義が理解できない ● 講習自体が不要 ● 本講習の必要性自体が明確に説得力をもって説明されなかった。そうである以上、民間の負担で独占的な事業を行わせるべきではない。 ● 制度自体を一から見直す必要がある。最も有効な研修手法になるよう再検討を。 ● 説明を聞いても、テキストの一部を見ても、（財）理容師美容師試験研修センターのみが実施する専門研修と判断することはできない。専修学校（養成機関）に委託することも含めて競争的環境を整備すべき。 ● 講習内容を精査し、公衆衛生上必要な知識なら、1人の店でも義務付けるべき。 ・ 2名以上で講習を受けなければならない合理性が不明 ・ 制度設計を変えてください	・ 資格制度に対する関心が薄い。有効な資格としてとらえられるような制度に変えなければ存在価値はないので、制度についてPRが必要。	
--	--	--	--	--